



『支援機関と連携した副業・兼業 人材マッチング支援事業』 説明会

2024/09/17


いしかわ就職・定住総合サポートセンター
 ILAC Ishikawa Life And Career Total Support Center [ILAC]

副業・兼業人材活用支援事業について



- 企業の経営課題の解決に外部の副業・兼業人材の活用する事例が増えていたことから、本県では令和3～4年度にモデル事業として事業を実施。
- 令和5年度より「副業・兼業人材活用支援事業」として、人材紹介会社と連携し、県内中小企業と副業・兼業人材の活用を推進
- 令和6年度は昨年度実施した事業に加えて、**より多くの企業に副業・兼業人材を活用していただく観点から、支援機関（商工会議所、商工会）と連携して副業・兼業人材を活用する企業の発掘**

○これまでの支援状況

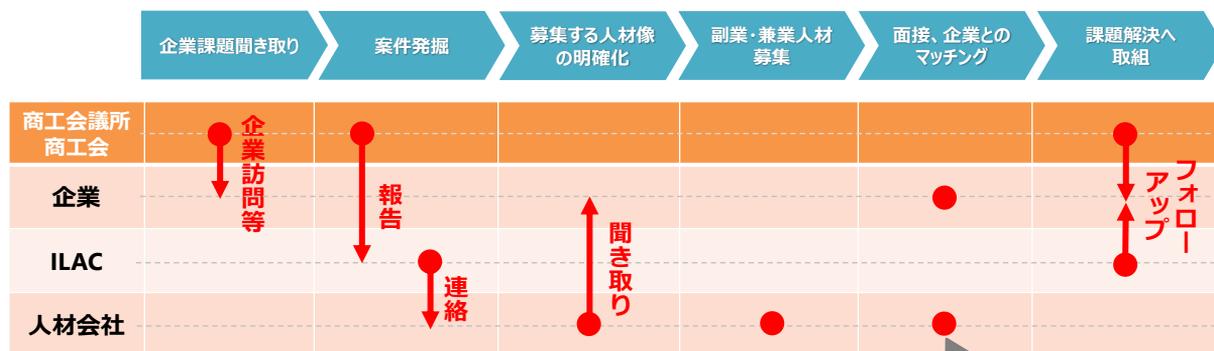
年度	R3	R4	R5
支援企業数	15社	21社	40社

副業・兼業人材とは・・・



- 本業を持ちながら、勤務時間外に別の会社から仕事を請け負う個人のこと。（個人事業主、フリーランスを含む。）
- 近年の副業解禁や働き方改革の流れにより、副業・兼業人材は増加傾向。
- 単なる労働力ではなく、豊富な知識や経験を活かしてアドバイスをしてくれる人材。
- 原則雇用ではなく、業務委託契約。（契約期間は月単位で任意に設定が可能。）
- 月額報酬は自由に設定が可能。（相場は1ヶ月あたり3万円～10万円くらい）

事業スキーム



○連携人材紹介会社

 mirai works

 パーソルキャリア

(株)みらいワークス・・・地方都市での副業人材活用を得意。8県1府56市町村との連携実績。
 パーソルキャリア(株)・・・外部人材活用を業界黎明期から実施。サイト登録者数は2.1万人超。

マッチングにかかる人材会社への手数料は県（ILAC）で負担
 ※副業・兼業人材に支払う業務委託料は企業が負担

活用支援企業目標 50社

各商工会議所・商工会様をお願いしたいこと



- ① 会員企業から話を聞く中で、企業が抱える経営課題の解決に副業・兼業人材の活用が有効と考えられる場合には、ILACにご報告いただきたい。

→各商工会議所、商工会様からILACに報告する様式は別紙「企業情報シート」とおりですので、

メールにてご報告をお願いいたします。 報告先：ILAC 津田 (tuda@jobcafe-ishikawa.jp)

→報告後、連携する人材紹介会社（㈱みらいワークス、パーソルキャリア㈱）において副業・兼業人材を募集。面接を経て、企業と副業・兼業人材のマッチングが成立。

マッチング件数に応じて、ILACから各支援機関に謝金(8万円/件)をお支払い

ILACへの案件の報告はR7.2月末までといたします。R7.3月末時点でのマッチング件数に基づき、謝金をお支払いいたします。(R7.4月頃、一括でお支払い)

- ② マッチング後のフォローアップの実施。（企業と副業・兼業人材のオンラインミーティングへの同席等）

→マッチング後は、通常、1週間に1回程度オンラインミーティングを開催

Q&A ①



Q1 謝金について、ILACに報告した件数に基づき算出されるのか。

ILACへの報告件数ではなく、企業と副業・兼業人材のマッチング件数に基づき算出します。人材会社のサイトに案件を掲載して副業・兼業人材を募集しますが、3月末までに副業・兼業人材の応募がないものや、面接した結果、3月末までにマッチングが成立しなかったものは謝金を算出する際の件数には含まれませんのでご留意願います。

Q2 ILACにR7.2月末までに報告を行ったものについて、R7.3月末までにマッチングが成立せず、R7.4月以降にマッチングが成立した場合、企業は人材会社にマッチング手数料を支払う必要があるのか。

R6年度の事業となりますので、R7.4月以降にマッチングが成立した場合は県事業の対象外となります。

R7.4月以降の取扱いについては、下記どちらの対応にするかは企業でご判断いただくこととなります。

①R7.4月以降、副業・兼業人材の募集をやめる場合

人材会社へマッチング手数料を支払う必要はありません。【企業の経費負担なし】

②R7.4月以降、副業・兼業人材の募集を継続する場合

マッチングが成立した場合、企業負担で人材会社にマッチング手数料を支払う必要があります。【企業の経費負担あり】

Q&A ②



Q3 連携人材会社について、2社どちらの人材会社を活用するかは企業の判断か。

お見込みのとおりです。なお、2社どちらの人材会社を活用するか企業で決められない場合は、ILACまで相談をお願いします。企業から直接ILACに連絡いただいても構いません。

Q4 マッチング後のフォローアップについて、週1回のオンラインミーティングへの参加は必須か。

必須ではありませんが、経営課題の解決には副業・兼業人材の活用とともに支援機関の皆様の関わりも不可欠と考えておりますので、少なくとも月1回はオンラインミーティングにご参加いただくとともに、参加できない場合は企業訪問等により取組の進捗状況を把握するなど、フォローアップにご協力をお願いします。

Q5 副業・兼業人材を活用した県内企業の事例が知りたい。

本日ご紹介した事例以外に、R5年度に支援した事例をいくつかご紹介することができますので、ILACまで相談をお願いします。

Q&A ③



Q6 ILACへの報告は企業情報シートを使用とのことだが、年度末に実績報告などILACに書類を提出する必要があるか。

ILACに報告いただいた商工会議所、商工会様につきましては、謝金をお支払いする関係で、実績報告書を提出いただくことを予定しております。様式につきましては検討中ですので、作成次第お送りします。フォローアップの状況など記入いただくことを考えておりますので、フォローアップの内容についてはQ4を参照いただき、実施したフォローアップの方法や内容などの記録を保存いただきますようお願いします。

Q7 活用支援企業目標は50社とのことだが、活用する企業の上限はあるのか。

予算の範囲内での実施となるため、人材会社ごとにマッチング件数に上限があり、(株)みらいワークスが25社、パーソルキャリア(株)が25社となります。年度途中で上限を超える見込みがある場合は、2月末を待たずに活用企業の募集を停止もしくは終了する場合がありますので留意をお願いします。各人材会社のマッチング状況につきましては、少なくとも月1回は商工会議所、商工会様にお知らせいたします。